

日本の速記

2025
11

No.1022



シリーズ 議会豆知識66「懲罰動議」

第77回全国議事記録議事運営事務研修会概要報告

第13回全国学生新人速記競技大会

岩倉市郎の速記資料を新たに発見・解読の報告

目次

日本の速記2025年11月号

巻頭言 速記に寄り添う 理事

 理事 大橋 恵一 1

シリーズ 議会豆知識66 懲罰動議

 理事 内田 一夫 2

第77回全国議事記録議事運営事務研修会概要報告 4

第13回全国学生新人速記競技大会 報告 11

まほろば速記通信⑦第5回奈良速記芸術祭を開催しました

 前川 純二 18

岩倉市郎の速記資料を新たに発見・解説の報告

 真下 厚 中根 康雄 22

第1回定例理事会議事概要 26

協会本部日誌／伝言板／編集後記 28

年会費納入のお願い／第231回速記技能検定のお知らせ

表紙

『カイダン』

速記が重要なモチーフとなった連続ドラマ「あんぱん」も大団円を迎え、秋からは小泉八雲にまつわるドラマが始まったようです。

10月に本邦初の女性総理大臣が誕生しました。お決まりとなっている内閣発足時の官邸内での撮影を意識して表紙絵を制作しました。

(千葉大二郎・硬軟)

■卷頭言■

速記に寄り添う

理事 大橋 恵一

十月二十八日の「速記の日」の記念イベントが、今月八日に文京シビックセンター三階会議室で行われます。高的速度速記競技会も開催されることになり、腕自慢の方にとって、当日が待ち遠しいと思います。

私が衆議院速記者養成所で学んでいた頃、速記符号を必死で覚えて速度を上げていました。「速記符号が恋人だ」と思い、頑張りました。

ところが、実務の世界に入つてからは、まさに知らない言葉は書けないということを思い知り、議論される分野の専門用語の習得を初め、各

とおり、同じ失敗を繰り返すなんて、愚の骨頂だ」「自身に甘えの心が巣食っている」「恐れるな。疲れた体を押しても、前へ進むのだ」と、自分自身を鼓舞する言葉がたくさん出てきます。まさに、速記の仕事は、言葉の森と格闘するものだと思います。

ところで、今年四月から九月までのNHKテレビ連続テレビ小説「あんぱん」では、中根康雄理事の尽力により、速記の場面がたくさん取り上げられました。やなせたかしさんがアンパンマンに込めた「逆転しない正義」の大切さに深く感動しました。

また、九月からの「ばけばけ」においては、怪談好きのヒロイン松野トキと夫の銀二郎が、浅草において「怪談牡丹燈籠」を聴きに行こうとする場面が描かれました。二人は、お互いに好きだったけれども、結局は、別れることになってしまいます。今後の「ばけばけ」においては、目に見えない世界の大切さが描かれていくと思います。

皆さんよく御存じのように、この三遊亭円朝作の「怪談牡丹燈籠」の速記本が、やがて日本の言文一致運動に大きな影響を与えて、後に速記者が大活躍する時代になつていくことになります。

このように、速記が身近なものとして取り上げられてきたことはとても喜ばしいことです。私も、今まで以上に速記に寄り添つていきたいと思います。(了)

シリーズ

■議会豆知識 66

懲罰動議

今回は動議の異端児、懲罰動議について考えます。懲罰とは大辞林によれば、「国会の各議院や地方議会が議会内部の秩序を乱した議員に対して行う制裁」です。議会は住民を代表する議事機関として、品格や秩序を保つ必要があります。それに反する議員に制裁を科すための提案が懲罰の動議です。懲罰に付されるのは、地方自治法、会議規則、委員会条例の規律に関する規定に違反した議員です（地方自治法百三十四条）。地方自治法等は本会議や委員会開催中の規律について規定していますので、基本的には会議中の行為が対象となります。例外となるのは、秘密会の議事を漏洩した場合、及び議

員が会議出席義務に違反した場合（議長が発議する）です。

懲罰の種類は、①公開の議場における戒告、②公開の議場における陳謝、③一定期間の出席停止、④除名、の四種類で違反の程度に応じて科せられます（地方自治法百三十五条）。懲罰处分に不服のある議員は審決の申請を行うことができます（地方自治法二百五十五条の四）。

懲罰に似たものとして「侮辱者に対する処分要求」がありますが、これは

本会議や委員会において議員が他の議員から侮辱された場合に、処分を求めて議会に訴えることができるという制度です（地方自治法百三十三条规定）。

懲罰が秩序の維持を目的とするのに対し、処分要求は議員の名誉を回復することを目的とします。制度目的は異なるのですが、総務省は処分のための手続きは懲罰と同じという見解を示している

ため処分内容と手続きは懲罰と同じとされています。したがって、処分対象

は議員のみです。

国会では両者は異なる制度とされており、処分要求は議院運営委員会が協議機関であり、議員以外の大蔵や説明員、参考人なども処分対象（発言の取消しや陳謝など）とされています。地方議会でも本来別の制度であるべきであり、会議規則で制度設計ができるはずですが、総務省の鶴の一声で決まってしまうというのはいかがかと思います。

懲罰の動議は議員の定数の八分の一以上の者の発議により提出します。平成十一年の地方分権一括法で地方自治法が改正される前までは議案の提出要件も八分の一以上の賛成とされていましたが、議会の活性化ため要件が緩和され十二分の一となりました。懲罰動議については慎重な提案が必要であり、議会活性化との関係性が薄いためそのままとされました。

国会では議長も懲罰の発議が可能ですが、地方議会では欠席議員に対して

のみ議長発議を認めています。なお委員会において懲罰事犯が発生した場合も、委員長に発議権は与えられておらず、議員が人数要件をもつて提案することになります。秘密会の議事の漏洩の場合も同様です。

懲罰動議は修正動議と同じく文書により提出することとされていますが、文書の内容については二つパターンがあります。一つは「懲罰を科すべし」とするもの、もう一つは「〇〇の懲罰を科すべし」とするものです。どちらも可能ですが、委員会が事案を精査したうえで、どの懲罰が適当か判断するのが本来のあり方であり、懲罰内容を特定すると、それが否決された場合、最初からやり直さなければならぬといふ手続き上の問題も発生することになります。結果、前者が適当とされています。

標準会議規則は、「懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない」として提出期間を定めています。

めています。期間の計算方法については原則として民法が適用され、初日不算入とされますが、懲罰の場合は、「懲罰事犯があつた日から起算して」と特定されているので初日を算入することとなり、懲罰事犯の発生した日を除くと二日目に期間が到来することになります。閉会中の委員会審査中に懲罰事犯が発生した場合も、この期間制限が適用されるので注意を要します。「三日」という期間は国会に倣つたものですが、国会は国会法で期間を規定しているのに対し、地方議会では会議規則に委ねているため、議会によって期間を二日にしたり、期間を設けないことも可能です。期間を設けない場合、いつでも動議を提出できるのかという問題が発生します。懲罰は会期中の秩序罰であり、同一会期中の行為に限定されます。よって会期を延長しない限り会期最終日が期間到来日ということになります。

地方自治法の懲罰に関する規定は国

会に比ベアバウトであり、会議規則に多くを委任しています。議会の自律性に委ねることには賛成ですが、どこまで会議規則で規定できるのか明確ではありません。除名によって議員を辞さなければならぬ場合もあるわけで、動議提出の期間設定など手続きの基本的仕組みは全国共通にすべきです。特に人間関係が複雑な議会では懲罰はデリケートな問題だけに法律が基本ルールを定めるべきと考えます。

理事 内田 一夫

元全国都道府県議会議長会
事務局次長 議事調査部長

次回は

「懲罰の手続き」
を予定しています。



まほろば速記通信③

「第5回奈良速記芸術祭 を開催しました」

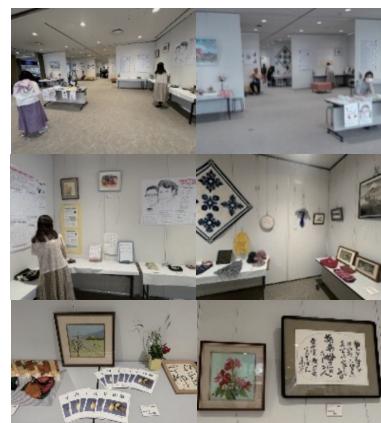
前川 純二

今年も奈良速記芸術祭を開催

奈良速記学習会は、令和七年九月十四日（日）の午後一時から四時まで、奈良市生涯学習センター一階ギャラリーで、第五回奈良速記芸術祭を開催しました。

まず会場の確保の際に、他の団体と競合になりましたが、くじで勝つ

多くの方にPRの協力をいたいた
後援をいただくと、チラシをその自治体の公共施設に配置してもらえてありがたいのですが、今回は奈良市だけでなく、初めて奈良県の後援もいただき、奈良県の五つの公共施設にチラシを配置していただきました。また、奈良市では、X（旧ツイッター）にも掲載いただきました。



ことができて、幸先がよかったです。
また奈良県のみんなで楽しむ大芸術祭にも例年同様登録でき、「みんな芸」というカラー版の冊子にも掲載していただき、幸運でした。

芸術作品の出展者・種類・数も増加
芸術作品の出展者が、年々増加しています。昨年は二十五名でしたが、今回は三十五名になりました。
それにあわせて、芸術作品の種類・数も増加しており、見応えのある展览会になりました。入場者数もスタッフを入れて四十六名となり、盛会裏に終わることができました。



にも掲載してくださいました。

奈良新聞の取材があり、掲載された
力を得て、初めて市政記者室にチラシを配つていただきました。すると、
当日奈良新聞の記者の方が取材に来
られ、翌日の奈良新聞に掲載されま
した。これは奈良速記学習会では初
めてのことでした。感激しました。

模造紙もいろいろなカラーのもの

会員作成の、奈良県内の商業高校

前日夜に会場を借りて準備した
前回までは、当日の午前中に準備
をして午後に開催ということで、と
ても忙しかったのですが、今回初め
て前日夜に会場を借りて準備しまし
た。また、パネル展示の分でA0判
等の大型プリンターでプリントした
もの以外は、模造紙を利用して貼り
出す形にしたので、時間短縮になり
ました。



前日夜に会場を借りて準備した

今回初めて、会員の関係の三名の方
が、前日の準備のときも当日も応
援隊で駆けつけてくださって、心の
籠もつたお手伝いを賜つたので、大
変助かりました。心から感謝してい
ます。

応援隊の方々の強力な支援が

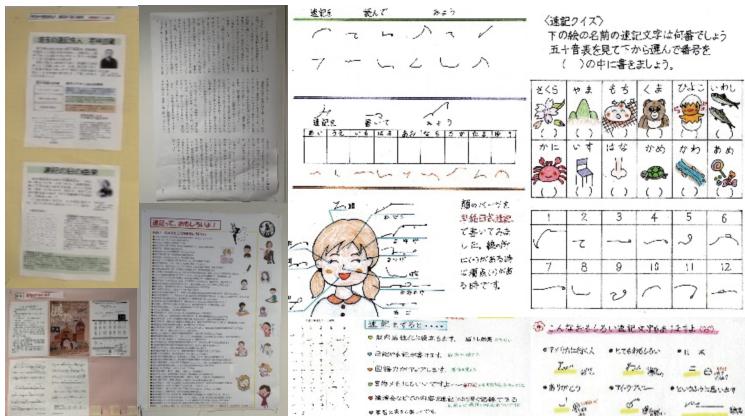


を使ったので、華やかになりました。

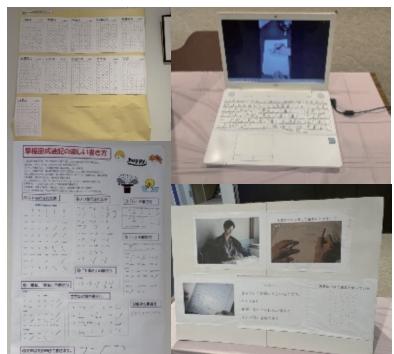
速記に親しんでいた、だくよう工夫

今回も会員の方が、楽しい速記ク
イズを作つてくださつて、来場者に
五十音表と一緒に配付し、速記文字
を読んで解答していただきました。
速記に関する資料展示も、いろいろ
な方からの協力もあり、充実してい
て、来場者の方に速記について一定
知つていただけたと思います。

における速記の授業や速記部の存在に関する貴重な展示もありました。



「展示」草花を飾り一層心和む間に
今回初めて、展示のところどころに、牛乳パックアートを利用して草花を飾っていただき、一層心和む空間となりました。また、芸術作品が映えるように、白布を二十枚用意して机に敷いたのもよかったです。



「あんぱん」に関する多くの本なども並べました。

朝ドラ「あんぱん」のコーナー

来場者にゆっくりくつろいでいた
だくスペースとして、今回初めてお
茶とお菓子をたくさん用意して、和
んでいた。だくコーナーを設置しまし
た。ここで来場の方々といろいろ
な会話ができるのも、よかったです。

万博を楽しめるコーナーも

今年の特色の一つは、大阪市内において大阪・関西万博が開かれていたことだった。そこで、そのコーナーを設け、万博で撮影された多くの写真や資料を展示し、ガイドブックも置きました。



チラシを見て五名の方が学習会に作成・配付したチラシには、奈良速記芸術祭のお知らせ記事だけでなく、奈良速記学習会の今後の開催日や会場などの案内記事と、学習会の初参加無料券も掲載しています。すると今回、速記芸術祭ではなく

学習会そのものに、計五名の方が参加してくださいました。うち三名は速記に初めて触れる方でした。

奈良速記芸術祭に来場してくださった後で会員になられた方が、四名もおられるので、このイベントは学習会の会員を増加させるきっかけにもなっています。またチラシの配付を通じて交友関係も広がっており、目に見えない効果も大きいです。

チラシの裏面に速記文字を掲載

今回の特色として、初めてチラシの裏面に速記文字を掲載しました。朝ドラ「あんぱん」に関連する言葉として、「あんぱん」「ぶさん」「たかしさん」の三つの言葉を速記

文字で書き、スキャナーで取り込んで、チラシに掲載しました。結果的にこの部分がとても注目を集めていたので、よかつたと思います。

また、配付資料の中に載せた、「あんぱん」に出てきた高知弁を速記文字で書いてみた」もよかったです。

チラシの裏面には、「芸術作品の展示例」として、昨年出展してくださった作品の写真を載せました。

今回作品を募集するに当たって、昨年の例がわかり、お願いしやすかったです。また載った方にとつては、ご自分の作品が掲載されるのはうれしいことではないかと思います。

来年も引き続き開催したい

たくさんのすばらしい思い出と達成感を残しながら終了した、今回の奈良速記芸術祭。来年もまた工夫しながら、引き続き開催したいです。



会員のみなさまへ
☆☆年会費納入のお願い☆☆
☆ 12,000 円 ☆

令和8年度（令和7年10月から令和8年9月まで）の年会費の納入をお願いします。「日本の速記」本号に青色の郵便振替用紙（払込取扱票）を同封しましたのでご利用ください。

なお、ブロックで取りまとめて納入していただくことになっている方には同封していません。宛名シールのブロックNo.でご確認ください。

（下表参照）

まとめて納付していただくことになっているブロック一覧表

No.	ブロック名	No.	ブロック名	No.	ブロック名
10	北海道	25	中根	37	京都
16	埼玉	26	東京虎ノ門	38	京滋
17	衆議院	27	東京新宿	39	大阪
18	参議院	28	東京青山	40	阪神
19	早稻田	29	東京百人町	41	兵庫
21	参永	61	東京お茶の水	42	和歌山
59	東京千代田	30	裁判所霞が関	49	熊本
23	東京城南	32	新潟	51	鹿児島
24	東京中央	36	電子速記研究会		

日本の速記 2025年11月号

発行日 令和7年11月1日
発行人 保坂 正春
編集人 保田 良春
発行所 公益社団法人 日本速記協会
〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階
電話 03(6205)9701 FAX 03(6205)9702
Eメール info@sokki.or.jp https://sokki.or.jp/

印刷所 日本印刷株式会社 〒170-0013
東京都豊島区東池袋4-41-24 東池袋センタービル

第231回速記技能検定のお知らせ

☆日 時 令和7年11月30日（日）

・東京・大阪以外の会場

全級 受付12:00～ 検定開始13:00

・東京・大阪（午前・午後実施）会場

午前 3・5級 受付10:45～ 検定開始11:30

午後 1・2・4・6級 受付12:55～ 検定開始13:40

検定会場と開始時刻は、受検票でよく確認してください。

☆試験級 1級から6級まで全級実施

☆試験地 東京、名古屋、大阪、佐賀、鹿児島

☆受検料 1級 6,000円 2級 5,000円 3級 4,000円

4級 3,000円 5級 2,500円 6級 2,000円

☆受付期間 10月1日～11月10日（必着）

※検定会場の事情が許せば、検定当日の申込みもできます。

必ず事前に協会にお問い合わせください。

☆朗読速度・朗読時間・反訳時間等一覧表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分速（字）	320	280	240	180	120	80
朗読時間（分）	10	10	5	5	5	5
総字数（字）	3200	2800	1200	900	600	400
反訳時間（分）	130	130	60	60	60	60
正確度（%）	98	98	97	97	96	96
許容失点（字）	64	56	36	27	24	16

☆合格者の登録・認定等

・合格者は、協会備付けの合格者名簿に登録する。

・合格者は、履歴書の「資格」欄へ以下のように記載できる。

「〇年〇月〇日 文部科学省後援、日本速記協会認定第〇回速記技能検定〇級合格」

・1級合格者、2級合格者をそれぞれ「1級速記士」、「2級速記士」と認定する。

また、本人の申請により、「1級速記士証」、「2級速記士証」を交付する。

☆次の検定予定

第232回 令和8年2月22日（日）（3～6級のみ）オンライン方式（IBT型）

☆問合せ先

〒171-0033 東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階
公益社団法人 日本速記協会
電話 03-6205-9701 e-mail info@sokki.or.jp